

第2回熊本市人権尊重のまちづくり条例（仮称）検討委員会

資 料

令和7年（2025年）10月8日
熊本市文化市民局人権政策課

第1回検討委員会での主な質問・意見等

【 資料1 】

- 第1回検討委員会で、説明が不十分だったものや、次回の検討委員会で資料をお示しすることとしていたものについて、補足してご説明いたします。

No.	項目	第1回資料	質問	補足説明	参考資料												
1	人権意識に関する検証指標について	第1回検討委員会資料P1の下表	・「一人ひとりの人権が尊重されていると感じる市民の割合」のR5年度の目標値47.0%は、どのようにして決めたのか。	<p>・ R5年度の目標値の47.0%については、H30年度(43.5%)の数値をもとに設定したものであり、年0.7%ずつの上昇をめざしました。また、R9年度は目標値を55.0%と設定し、年2%ずつの上昇をめざしております。</p> <p>【同様の調査を行っている都市】</p> <table> <tbody> <tr> <td>熊本市(R6)…「あなたは、市民一人ひとりの人権が尊重されていると感じる」</td> <td>43.9%</td> </tr> <tr> <td>川崎市(R2)…「一人ひとりの人権が尊重されていると感じる」</td> <td>28.8%</td> </tr> <tr> <td>大阪市(R2)…「市民一人ひとりの人権が尊重されているまちであると思う」</td> <td>60.4%</td> </tr> <tr> <td>堺市(R元) …「一人ひとりの自由や人権が守られ、誰もが個性を活かして自分らしく生活することができるまちだと思う」</td> <td>42.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>詳細なデータは別添のとおりです。</p>	熊本市(R6)…「あなたは、市民一人ひとりの人権が尊重されていると感じる」	43.9%	川崎市(R2)…「一人ひとりの人権が尊重されていると感じる」	28.8%	大阪市(R2)…「市民一人ひとりの人権が尊重されているまちであると思う」	60.4%	堺市(R元) …「一人ひとりの自由や人権が守られ、誰もが個性を活かして自分らしく生活することができるまちだと思う」	42.8%	参考資料(1) p1				
熊本市(R6)…「あなたは、市民一人ひとりの人権が尊重されていると感じる」	43.9%																
川崎市(R2)…「一人ひとりの人権が尊重されていると感じる」	28.8%																
大阪市(R2)…「市民一人ひとりの人権が尊重されているまちであると思う」	60.4%																
堺市(R元) …「一人ひとりの自由や人権が守られ、誰もが個性を活かして自分らしく生活することができるまちだと思う」	42.8%																
2	人権意識に関する検証指標について	第1回検討委員会資料P1の下表	・条例を制定している他都市で、条例制定前後において「人権が尊重されていると感じる市民の割合」の変化が分かるようなデータはあるのか。	・ 設問の内容や選択肢が異なっているため、単純に比較できるものではありませんが、川崎市、大阪市、堺市の経年変化のデータは、別添のとおりです。	参考資料(1) p2												
3	人権意識に関する検証指標について	第1回検討委員会資料P1の下表	・人権が守られていることが分かるような類似の指標はあるのか。	<p>・「3,4年内に自分の人権が侵害されたと思ったことの有無」を調査したデータは次のとおりです。</p> <p>【同様の調査を行っている都市】()内は調査年</p> <table> <tbody> <tr> <td>熊本市(R5)…「3、4年内に自分の人権が侵害されたと思ったことがある」</td> <td>20.4%</td> </tr> <tr> <td>福岡市(R4)…「この5年内に差別をされた、人権を侵害されたと思ったことがある」</td> <td>14.9%</td> </tr> <tr> <td>北九州市(R2)…「この5年内に自分の人権が侵害されたと思ったことがある」</td> <td>33.0%</td> </tr> <tr> <td>岡山市(R5)…「過去5年内にあなた自身が人権侵害を受けたと思ったことがある」</td> <td>14.8%</td> </tr> <tr> <td>堺市(R2)…「過去5年ほどの間に(あなたの)人権を侵害されたと思ったことがある」</td> <td>18.0%</td> </tr> <tr> <td>浜松市(R5)…「5年ほどの間に自分の人権が侵害されたと思ったことがある」</td> <td>16.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>詳細なデータは別添のとおりです。</p>	熊本市(R5)…「3、4年内に自分の人権が侵害されたと思ったことがある」	20.4%	福岡市(R4)…「この5年内に差別をされた、人権を侵害されたと思ったことがある」	14.9%	北九州市(R2)…「この5年内に自分の人権が侵害されたと思ったことがある」	33.0%	岡山市(R5)…「過去5年内にあなた自身が人権侵害を受けたと思ったことがある」	14.8%	堺市(R2)…「過去5年ほどの間に(あなたの)人権を侵害されたと思ったことがある」	18.0%	浜松市(R5)…「5年ほどの間に自分の人権が侵害されたと思ったことがある」	16.0%	参考資料(2) p3
熊本市(R5)…「3、4年内に自分の人権が侵害されたと思ったことがある」	20.4%																
福岡市(R4)…「この5年内に差別をされた、人権を侵害されたと思ったことがある」	14.9%																
北九州市(R2)…「この5年内に自分の人権が侵害されたと思ったことがある」	33.0%																
岡山市(R5)…「過去5年内にあなた自身が人権侵害を受けたと思ったことがある」	14.8%																
堺市(R2)…「過去5年ほどの間に(あなたの)人権を侵害されたと思ったことがある」	18.0%																
浜松市(R5)…「5年ほどの間に自分の人権が侵害されたと思ったことがある」	16.0%																
4	性別・年代別の人権侵害について	第1回検討委員会資料P2~	・年代別の人権侵害の内容及び人権侵害分野について知りたい。	・性別・年代別の人権侵害の内容及び人権侵害の分野の詳細なデータは、別添のとおりとなっています。	参考資料(3) p4~5 参考資料(4) p6~7												
5	人権侵害の状況の把握	第1回検討委員会資料P2~	・人権侵害の中でも「あらぬ噂、陰口」の割合がもっとも高く、大きな問題となっているか、どういう場で行われているのか調査しているのか。 例えばSNSやインターネットで発信されているのか、職場又は地域で行われているのか。	・今後、人権侵害が行われている状況についてのアンケート調査を実施する予定です。													

条例に関する質問

【 資料2-① 】

- 委員の皆様から頂いた条例に関する質問と、質問に対する回答は次のとおりです。

No.	項目	質問	回答	参考資料
1	条例全般	・他都市で制定されている人権全般の条例や、個別分野の条例について状況を知りたい。	・指定都市では、人権全般に関する条例は5市で制定、その他、障がい者差別に関する条例は7市で制定されています。詳細な制定状況は、別添のとおりです。	参考資料(5) p8
2	条例全般	・条例を定める場合と定めない場合の違い、条例の効果等について知りたい。	・条例が制定されると市民と行政の公のルール(自治体の法律のようなもの)として位置付けられることになります。また、人権推進に対する市の積極的な姿勢を示すことが可能となり、市民の人権意識の向上が期待できます。 ・その他詳細については、別添のとおりです。	参考資料(6) p9
3	市民・事業者	・市民の責務(役割)、事業者の責務(役割)の定め方の違いについて知りたい。	・一般的に多くの条例では、「市民」と「事業者」の役割や責務は、それぞれ内容が異なるため、明確に分けて規定されていますが、他都市で制定されている人権に関する条例については、「市民及び事業者の責務」又は「市民等の責務」としているものが多い状況です。 【人権に関する条例を制定している都市】()内は条例の施行年 浜松市(R7)…市民等の責務 相模原市(R6)…市民等及び事業者の責務 川崎市(R元)…市民及び事業者の責務 堺市(H18)…市民の役割 大阪市(H12)…市民の責務	参考資料(7) p10~12

参考)

- ◆ 本市で策定している「第2次熊本市人権教育・啓発基本計画」では、行政と市民等が取組むべき方向性を示しております。
- また、約150の企業団体で構成する「熊本市人権啓発市民協議会」を本市の人権施策を推進する上で重要なパートナーと位置づけ、協働で人権啓発に取り組んでいます。

No.	項目	質問	回答	参考資料
4	県内自治体の条例	・ 熊本県や44市町村の人権に関する条例の内容について知りたい。	・ 熊本県は部落差別の解消を推進する条例(個別の条例)を制定しているほか、県内市町村の人権に関する条例の詳細は別添のとおりです。	参考資料(8) p13 参考資料 (11)p22～28
5	人権教育・啓発	・ 人権教育・啓発活動を充実させるために必要なことは何かについて、市としての見解を知りたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在は、「第2次熊本市人権教育・啓発基本計画」の基本方針に基づき、人権教育・啓発を実施しております。 ・ 人権教育については、学校教育と社会教育との相互連携を図りながら取り組んでいます。 ・ 人権啓発については、市民から幅広く理解と共感が得られるよう取り組んでいます。 ・ 具体的には、人権に関する各種研修会や講演会、人権啓発作品募集、人権映画会、Jリーグロアツソ熊本と連携した人権啓発イベント、現地研修会(水俣病、ハンセン病)、公民館等で行う人権啓発事業の共催、関係機関等と連携した啓発物品の配布等による人権啓発を行っています。 ・ 「令和5年度 熊本市人権・男女共同参画に関する市民意識調査」では、人権への理解を深めるために役立つことで最も多かった回答は「学校の教育活動における人権教育」でした。 また、人権啓発イベントに多くの人が参加するための効果的な工夫について最も多かった回答は「内容を親しみやすくすること」でした。 ・ この調査結果をもとに、「第2次熊本市人権教育・啓発基本計画」に記載されている「人権教育・啓発に係る取組」に基づき、学校教育と社会教育を組み合わせ、市民から幅広い理解と共感が得られるような親しみやすい人権教育・啓発に取組む必要があると考えています。 	参考資料(9) p14～15

条例に関する意見等

【 資料2-② 】

■ その他、今後の議論のポイントとなるような貴重なご意見をいただいておりますので、ご紹介いたします。

No.	意見	備考
1	<ul style="list-style-type: none">・ 人権侵害の経験や侵害の不安については職場や学校などの悪口や陰口、嫌がらせなどが多くを占めていることから、教育現場(学校)や企業(職場)、地域社会等で知識の共有や技術の伝達などを通じ、熊本市における人権尊重のまちづくりをめざすための人権教育を推進することは明確にする必要があるのではないか。	
2	<ul style="list-style-type: none">・ これから社会を担う子どもたちを育てるためには、個別の人権課題についての学習とともに、幅広く一般的な人権に関する理解や人権感覚について学ぶ機会が確実に保障されることが大切であると考える。	
3	<ul style="list-style-type: none">・ 作成した条例を、いかに市民に浸透させるかが大切である。もちろん学校教育の場でも、児童生徒にわかる手立てで教え、考えさせる必要があると考えている。・ 本条例を児童生徒にわかる表現で、「やさしい版」のようなものを作成してみてはどうか。	参考資料(10) p16~21
4	<ul style="list-style-type: none">・ 罰則規定の必要性に関して、個人的には罰則規定があっていいと思うが、憲法上の表現の自由等に対する過度な規制につながらないような慎重な条文にせざるを得ないと考える。・ その一方で、条例の実効性を確保することも軽視できないため、両者のバランスをどう図るかの検討が重要であると考える。	
5	<ul style="list-style-type: none">・ 条例策定に際し、「多様性」を意識した表現をどこまで用いるべきか。 (たとえば、「『女性』の参画の推進」ではなく、「『多様な属性をもつ者』の参画の推進」とすべきか、又は「配偶者間・家族間」における暴力ではなく「『親密な関係にある／あった者との間』における暴力」などとするのか。)	
6	<ul style="list-style-type: none">・ インターネット上の誹謗中傷やヘイトスピーチが発生している。・ それらの問題に対応するためには、表現の自由にも十分配慮する必要がある。・ インターネット上の情報は自治体の境界はもちろん国境を越えて流通すること、インターネット上の権利侵害情報への対応にあたってはプラットフォーム事業者が大きな役割を果たすようになっていることに留意する必要がある。	

No.	意見	備考
7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 性別・年齢・性的指向・国籍に対する偏見や差別意識が存在している。 ・ 政策・方針決定過程への女性の参画を推進する必要がある。 ・ あらゆる形態の暴力(配偶者間・家族間・対第三者との間に生じる暴力・ハラスメント・ストーカー行為等)への対応が必要となっている。 	
8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある人、こども、女性、高齢者、部落差別(同和問題)、外国人、性的指向・性同一性障害、インターネットによる人権侵害、その他(ハンセン病元患者・家族、ホームレス、刑余者、犯罪被害者など) 今日、人権課題は多様化しており、これら広く対応が必要と思われる。 ・ 多様性を尊重した、誰もが排除されないインクルーシブな社会、共生社会の実現にむけた対応が必要ではないか。 ・ 「熊本市」においては、TSMCの進出に伴い、在留外国人が増加していることから、その視点も条例づくりに盛りこむ必要がある。 	

○人権尊重に関する条例（人権全般）の構成比較表

(指定都市／近年条例を制定した都道府県)

【 資料3 】

○：規定あり／空欄：なし

RILG 一般財団法人 地方自治研究機構を参考

構成／自治体		～浜 R 7 松 ～市	相 模 6 原 ～市	～川 R 2 崎 ～市	（H 1 堺 8 ）	（H 1 大 2 阪 ～市	（H 1 京 2 都 ～府	沖 R 5 縄 ～縣	山 R 5 梨 ～縣	佐 R 5 賀 ～縣	三 R 4 重 ～縣	愛 R 4 知 ～縣	秋 R 4 田 ～縣	宮 R 4 崎 ～縣	鹿 児 島 ～縣	（H 3 東 京 0 ）都
前文		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
総則	目的	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	定義	○	○	○			○	○			○					
	基本理念	○	○				○	○	○		○		○	○		
	自治体の責務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	住民の責務・役割	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	事業者の責務	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	教育に携わる者の責務								○							
	公務員の責務										○					
	特定電気通信役務提供者の責務										○					
	差別的取り扱い・人権侵害行為の禁止	○	○	○				○	○	○		○	○			
人権施策 推進の仕組み	基本的施策							○				○				
	方針・計画・指針の策定	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	施策の実施状況の公表	○														
	体制の整備		○						○				○			
	財政上の措置							○			○					
	審議会・協議会・懇話会等の設置等	○		○	○	○	○	○		○	○	○			○	

○人権尊重に関する条例（人権全般）の構成比較表

(指定都市／近年条例を制定した都道府県)

【 資料3 】

○：規定あり／空欄：なし

RILG 一般財団法人 地方自治研究機構を参考

構成／自治体		～浜 R 7 松 ～市	相 模 6 原 ～市	～川 R 2 崎 ～市	（H 1 堺 8 ）	（H 1 大 2 阪 ～）	（H 1 京 2 都 ～）	沖 R 5 縄 ～	山 R 5 梨 ～	佐 R 5 賀 ～	三 R 4 重 ～	愛 R 4 知 ～	秋 R 4 田 ～	宮 R 4 崎 ～	鹿 児 島 ～	（H 3 東 京 0 ）
(人権全般)	教育及び啓発	○	○	○							○			○		
	実態の把握・情報収集・調査研究	○	○	○							○					
	関係団体等の意見聴取、県民意識調査													○		
	相談体制・窓口の設置										○	○	○		○	
	多様な主体と連携した取組		○													
	助言、説示及びあっせんの申立て		○								○					
	指導及び助言、あっせん		○								○	○				
	人権侵害行為による被害の救済（情報提供等）			○							○					
	勧告		○								○	○				
	公表		○								○	○				
	声明		○													
	表現の自由等への配慮		○					○								
	人権委員会		○													

○人権尊重に関する条例（人権全般）の構成比較表

(指定都市／近年条例を制定した都道府県)

【 資料3 】

○：規定あり／空欄：なし

RILG 一般財団法人 地方自治研究機構を参考

構成／自治体		～浜 R 7 松 ～市	相 模 6 原 ～市	～川 R 2 崎 ～市	（H 1 堺 8 ）	（H 1 大 2 阪 ～）	～京 R 7 都 ～府	～沖 R 5 繩 ～	～山 R 5 梨 ～	～佐 R 5 賀 ～	～三 R 4 重 ～	～愛 R 4 知 ～	～秋 R 4 田 ～	～宮 R 4 崎 ～	鹿 児 島 ～	（H 3 東 京 0 ）
個別分野 の規定	性的指向又は性自認	○						○				○				○
	外国人（本邦外出身者）	○	○	○				○				○				○
	差別的言動の禁止		○	○												
	勧告		○	○												
	命令		○	○												
	公表		○	○				○				○				
	罰則			○												
	インターネット	○		○				○		○	○	○				
	公表			○												
	県民・市民であることを理由とした差別							○								
施策の推進や 禁止行為を規 定	部落差別											○				
	災害時										○					
	報告・質問			○												
その他	規則への委任	○	○	○	○			○			○					

「助言、あっせん、勧告、公表等について」

条例によって、対象となる不当な差別的言動や拡散防止措置等の内容が異なる。

○人権尊重に関する条例の構成について(指定都市の詳細)

【 資料3 】

浜松市(R7年)、相模原市(R6年)、川崎市(R元年)、堺市(H18年)大阪市(H12年)…第1回検討委員会の資料7ページ参照

構成		説明 (他都市の例)	浜 松 市	相 模 原 市	川 崎 市	堺 市	大 阪 市
前文		<p>■条文の前に置かれ、条例制定の背景や思いなどを記載</p> <p>理念・目的・課題等を述べ、条例の意義や方向性を示す。具体的な責務や制度は本文で規定される。</p>	○	○	○	○	○
総則	目的	<p>■条例の制定目的を規定。課題の例示などを規定</p> <p>川崎市) …本邦外出身者への差別的言動の解消と人権尊重のまちづくり</p> <p>堺市) …平和と人権のまちづくり</p> <p>相模原市) …共生社会の実現</p> <p>大阪市) …人権尊重の社会づくりの推進</p> <p>浜松市) …人権尊重、多様性を認め合う、差別のない社会づくり</p>	○	○	○	○	○
	定義	<p>■市民、事業者、不当な差別、多様性の定義を規定</p> <p>近年制定されている差別的な取扱いを禁止する規定を設けている浜松市、相模原市、川崎市では、禁止行為を明確にするため定義規定を設けている。一方、禁止規定を設けていない堺市、大阪市では、定義規定を設けてない。</p> <p>【定義規定がある条例の定義】</p> <p>川崎市) …不当な差別、外国人に対する不当な差別的言動を定義</p> <p>相模原市) …市民等、事業者、不当な差別、不当な差別的取扱い、本邦外出身者・障がい者に対する不当な差別的言動などを定義</p> <p>浜松市) …多様性、性的指向、性自認、市民等を定義</p>	○	○	○		
	基本理念	<p>■条例の根幹となる価値観や考え方、方向性などを条文として規定。</p> <p>基本理念の条文で設けず、前文に理念を記載しているものもある。</p> <p>【基本理念の規定がある都市の条文例】</p> <p>相模原市) …人権尊重のまちづくりは、誰もが一人ひとり異なる存在であることを踏まえ、多様性を認め合い、不当な差別を解消し、互いの人権を尊重し合うことを旨として実施されなければならない。</p> <p>浜松市) …人権を尊重し、多様性を認め合う、差別のない社会づくりは、全ての人が一人一人の人権を尊重し、かけがえのない個人として多様性が認められ、差別がされることを基本として行われなければならない。</p>	○	○			

○人権尊重に関する条例の構成について(指定都市の詳細)

【 資料3 】

浜松市(R7年)、相模原市(R6年)、川崎市(R元年)、堺市(H18年)大阪市(H12年)…第1回検討委員会の資料7ページ参照

構成		説明 (他都市の例)	浜 松 市	相 模 原 市	川 崎 市	堺 市	大 阪 市
総則	市の責務	<p>■人権施策を推進する市の責務を規定</p> <p>浜松市) …市は、人権を尊重し、多様性を認め合う社会づくりを推進する施策、差別を解消するための施策その他の人権に関する施策(以下「人権施策」という。)を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。</p> <p>ほか、すべての市で同様の規定あり</p>	<input type="radio"/>				
	市民の責務／役割	<p>■市民が取り組むべきこと又は市の施策等に協力するよう努めることを規定</p> <p>市民等に事業者を含んでいるもの、責務又は役割とするものなどがある</p> <p>川崎市) …市民及び事業者の責務</p> <p>相模原市) …市民等及び事業者の責務</p> <p>大阪市) …市民の責務</p> <p>堺市) …市民の役割</p> <p>浜松市) …市民等の責務</p>	<input type="radio"/>				
	事業者の責務／役割	<p>■事業者が取り組むべきこと又は市の施策等に協力するよう努めることを規定</p> <p>相模原市、川崎市) …市民と併せて規定</p> <p>※浜松市は、市民等に事業者を含めることを定義で規定</p> <p>※大阪市、堺市は、事業者としての責務の条文はない。</p>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	差別的取り扱い ・人権侵害行為の禁止	<p>■差別的取扱を禁止することを規定</p> <p>相模原市) …不当な差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>浜松市) … (国籍、性的指向等、多様性を認めないこと) を理由に差別的取扱いをしてはならないことを個別に規定している。</p> <p>※ 川崎市の禁止規定は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対して設けている。</p>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			

○人権尊重に関する条例の構成について(指定都市の詳細)

【 資料3 】

浜松市(R7年)、相模原市(R6年)、川崎市(R元年)、堺市(H18年)大阪市(H12年)…第1回検討委員会の資料7ページ参照

構成		説明 (他都市の例)	浜 松 市	相 模 原 市	川 崎 市	堺 市	大 阪 市
人権施策推進の仕組み	方針・計画・指針の策定	■条例に基本計画等を策定することを規定 川崎市) …川崎市人権施策推進基本計画を策定 相模原市) …人権尊重のまちづくりに関する施策を推進するための指針を策定 堺市) …堺市人権施策推進計画を策定 浜松市) …浜松市人権施策推進計画を策定		○	○	○	○
	事業の推進	■施策を実施するため具体的な事業について規定 大阪市) …本市は、市民の人権意識の高揚等人権啓発に関する事業、人権問題に関する情報の収集及び提供並びに相談ネットワークづくりその他の人権尊重の社会づくりを推進するために必要な事業を行う。 2 本市は、人権啓発に関する事業を行うに当たっては、大阪市人権啓発推進協議会及び各区の人権啓発推進協議会又は人権啓発推進会との連携を図るものとする。 堺市) …平和や人権に関する意識の向上のための教育及び啓発事業 などを実施することを規定			○	○	
	施策の実施状況の公表	■実施事業について公表することを規定 浜松市) …市長は、毎年、計画の実施状況について報告書を作成し、これを公表しなければならない。	○				
	体制の整備	■事業体制の充実等を規定 相模原市) …市は、人権侵害に関する相談及び支援に係る体制の充実に努めるものとする。		○			
	審議会・協議会・懇話会等の設置等	■人権施策の重要事項を審議するための審議会の設置を条例で規定 川崎市) …第6条第3項に定めるもののほか、不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進に関する重要な事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。 大阪市、堺市、浜松市) …審議会の設置を規定 ※相模原市は、附属機関設置条例に別途規定 人権委員会に意見を求めるなどを規定	○	○	○	○	

○人権尊重に関する条例の構成について(指定都市の詳細)

【 資料3 】

浜松市(R7年)、相模原市(R6年)、川崎市(R元年)、堺市(H18年)大阪市(H12年)…第1回検討委員会の資料7ページ参照

構成	説明 (他都市の例)	浜 松 市	相 模 原 市	川 崎 市	堺 市	大 阪 市
具体的な人権施策	■人権教育・啓発の充実に関するなどを規定 浜松市) …市は、一人一人の人権を尊重し、多様性を認め合う、差別のない社会づくりに関して市民等の理解を深めるため、関係機関との連携を図り、人権教育及び人権啓発を推進するものとする。 川崎市、相模原市) …同様の規定あり ※ 大阪市、堺市) …事業の推進で一括して規定	○	○	○		
	■人権に関する実態の把握等を実施することを規定 浜松市) …市は、計画の推進に必要な調査研究を行うものとする。 川崎市、相模原市) …同様の規定あり	○	○	○		
	■差別的取扱いを受けた際に申立てできることを規定 相模原市) …市民等は、不当な差別的取扱いを受けたと思料するときは、当該不当な差別的取扱いに係る紛争(以下「差別事案」という。)について、市長に対し、当該差別事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。(2~4は略)			○		
	■申立てに関し、市が助言・あっせんできることを規定 相模原市) …市長は、申立てがあったときは、当該申立てをした者(前条第2項の場合における不当な差別的取扱いを受けたと思料される者を含む。以下「申立人」という。)、相手方その他の関係者に対し、助言又はあっせんを行うものとする。ただし、助言又はあっせんを行うことが適当でないと認められるときは、この限りでない。(2~6は略)		○			

○人権尊重に関する条例の構成について(指定都市の詳細)

【 資料3 】

浜松市(R7年)、相模原市(R6年)、川崎市(R元年)、堺市(H18年)大阪市(H12年)…第1回検討委員会の資料7ページ参照

構成	説明 (他都市の例)	浜 松 市	相 模 原 市	川 崎 市	堺 市	大 阪 市
具体的な人権施策	支援(相談・情報提供等) ■人権に関する相談等を行うことを規定 川崎市) …市は、インターネットを利用した不当な差別その他の人権侵害による被害の救済を図るために、関係機関等と連携し、相談の実施、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。			○		
	表現の自由等への配慮 ■表現の自由の尊重を規定 相模原市) …この条例の規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。		○	○		
	勧告 ■あっせんに従わないときは勧告することを規定 相模原市) …市長は、前条第1項のあっせんを行った場合において、不当な差別的取扱いに該当する行為をしたと認められる者が、正当な理由なく当該あっせんの内容に従わないときは、当該者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。		○			
	助言、あっせん、勧告の公表 ■助言等を行った場合に公表することができることを規定 相模原市) …市長は、差別事案の発生の防止又は差別事案が発生した場合における当該差別事案の解決に資するため、第14条第1項の助言若しくはあっせん又は第15条の規定による勧告を行った場合において、申立人、相手方その他の関係者の秘密を除いて、必要な事項を一般に公表するものとする。ただし、特別の事情があるときは、公表しないことができる。		○			
	差別防止のための調査機関(委員会等) ■市からの諮問により、差別的取扱等について調査審議し、答申する委員会を設置することを規定 相模原市) …市長から意見を聴かれた場合に、調査審議、その結果を答申すること等について規定 川崎市) …不当な差別の解消のために、市長の諮問に応じ調査審議する機関の設置を規定		○			

○人権尊重に関する条例の構成について(指定都市の詳細)

【 資料3 】

浜松市(R7年)、相模原市(R6年)、川崎市(R元年)、堺市(H18年)大阪市(H12年)…第1回検討委員会の資料7ページ参照

構成		説明 (他都市の例)	浜 松 市	相 模 原 市	川 崎 市	堺 市	大 阪 市
具体的な人権施策	多様な主体と連携した取組	■人権施策を推進するために関係機関と連携することを規定 相模原市) …市は、人権尊重のまちづくりの推進に向けた市民等の意識の醸成を図るとともに、効果的な人権教育及び人権啓発並びに人権侵害に関する相談及び支援を行えるよう、関係行政機関、市民等、事業者、関係団体等の多様な主体と連携するよう努めるものとする。		○			
	声明	■深刻な差別事象が発生したとき、市は声明をだすことができることを規定 相模原市) …市長は、不当な差別に該当する事案で深刻なものが発生したと認める場合において、必要があると認めるときは、市民等及び事業者への不当な差別意識の広がりを抑えるため、声明を発出することができる。		○			
個別規定	本邦外出身者に対する不当な差別的言動(ヘイトスピーチ)への規制	■罰金等の規制的な規定 川崎市) …禁止、勧告、命令、公表、罰則（罰金）の規定あり。（罰金には裁判所による訴訟手続きが必要） 相模原市) …禁止、勧告、命令、公表、調査、報告等の規定あり。		○	○		
	インターネット	■インターネット上の誹謗中傷を抑制する規定 浜松市) …何人も、インターネット上の情報その他の公衆に表示する情報について、誹謗中傷し、又は差別を助長することのないよう留意しなければならない。 2 何人も、他者の多様性に関わる事項について、正当な理由なく、表明を強制し、若しくは禁止し、又はその意に反して第三者に知らせてはならない。 川崎市) …本邦外出身者に対する不当な差別的言動がインターネット等により行われた場合の規定あり		○	○		
その他	規則への委任	■条例を運用するために具体的な手続き等を規則等に委任することを規定 川崎市、相模原市、堺市、浜松市) …同様の規定あり	○	○	○	○	○